

総基料第212号
令和元年12月18日

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

MVNOに対する5Gサービスの提供に係る機能開放について（要請）

5Gサービスについて、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）各社においては、令和2年春に利用者への提供を開始する予定であると承知しているところ、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても二種指定事業者と同時期に利用者への提供を開始できるようにすることが重要と考えられる。

そのためには、二種指定事業者において、5Gサービスの利用者への提供に必要な情報を、極力早期にMVNOに提供することが重要と考えられるが、現時点では、十分な情報提供が行われているとは言い難い。

5Gサービスの利用者への提供を、MVNOにおいても二種指定事業者と同時期に、円滑に開始できるよう、5Gサービスの提供に係る機能開放に関し、下記のとおり要請するので、よろしく取り計らい願いたい。

記

- 1 自らが利用者向けに5Gサービスの提供を開始するのと同時期に、MVNOに対して5Gサービスの提供に係る機能開放を行うこと
- 2 MVNOによる利用者向け5Gサービスの提供が円滑に行われるよう、5Gサービスの提供に必要な情報（例：具体的な機能開放時期、提供エリア、通信速度、接続料、接続箇所、接続箇所における技術的条件等）をMVNOに対して速やかに提供すること
- 3 2に関連し、個別協議、設備改修、ネットワーク試験等、機能開放に先立ちMVNOにおいて何らかの対応を要する事項がある場合は、当該対応をMVNOが十分な余裕をもって実施できるようなスケジュールで情報提供すること

以上